

おおつだに 大津谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について

資料 4 - 2

おおつだに
大津谷鳥獣保護区内にある特別保護地区は、2026 年 10 月 31 日をもって指定期間が満了するため、2036 年 10 月 31 日までの 10 年間、再度指定を行うこととする。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により愛知県環境審議会に諮問するものである。

1 おおつだに 大津谷鳥獣保護区特別保護地区の概要

おおつだに
大津谷鳥獣保護区は、県民から保健休養の場として親しまれている「愛知県民の森」（新城市）地内に位置している約 1,021 ha の区域であり、そのうち 163 ha を特別保護地区に指定しており、これを再指定する。

所在地：新城市「愛知県民の森」地内（163 ha）

経 緯：1966 年 県民の森鳥獣保護区（約 1,021 ha） 指定

1986 年 特別保護地区（163 ha） 指定

2022 年 「おおつだに
大津谷鳥獣保護区」へ名称変更

（保護区（特別保護地区を含む）の指定期間を 10 年に定め、
10 年毎に指定している。）

2 特別保護地区について

特別保護地区は、鳥獣保護区の中で特に鳥獣の保護を図るために必要である区域を指定するもので、愛知県内には当該地区を始め 4 地区が指定されている。

（1）特別保護地区内の規制等

- ・狩猟は禁止。ただし、農業被害等がある場合、捕獲許可を得れば捕獲は可能。
- ・工作物の新築・改築・増築・水面の埋め立て・干拓・木竹の伐採等が原則禁止されるが、鳥獣の保護に支障がないと認められる場合は、許可を得れば可能。

（2）特別保護地区指定の効果

当該地区は、ブッポウソウで有名な「鳳来寺山」に連なる裏山に当たり、「愛知県民の森」として整備開放され、県民の憩いの場として親しまれている。また、天竜奥三河国定公園にも指定され、隣接地の一角には「東海自然歩道」が設けられている。

区域のほとんどが森林であるため、そのような環境を好むイノシシ、ニホンジカ、テン等が生息する。また、鳥類としては希少性の高いサンショウクイやクロツグミが確認されたほか、キビタキ、オオルリ等の夏鳥が生息している。

特別保護地区指定の効果もあり、鳥獣の生息環境が守られ、県民が野生鳥獣にふれあえる貴重な場所を維持することができる。

3 愛知県民の森の状況

愛知県民の森は、総合的な森林レクリエーション施設として明治百年を記念して、愛知県が 1970 年 7 月「鳳来寺県有林」地内に開設した。宿泊施設「モリトピア愛知」を中心に、キャンプ場、園地・展示林、ハイキングコース等が整備されている。2025 年度の年間来園者は 19 万人程度。2026 年 4 月より指定管理者として三幸株式会社が運営を行っている。

4 利害関係人等の意見聴取等

（1）利害関係人の意見について

2026 年 1 月 9 日から 2 月 13 日まで、利害関係人に対し指定に関する意見を聴取したところ、すべての利害関係人から賛成の意見を得た。

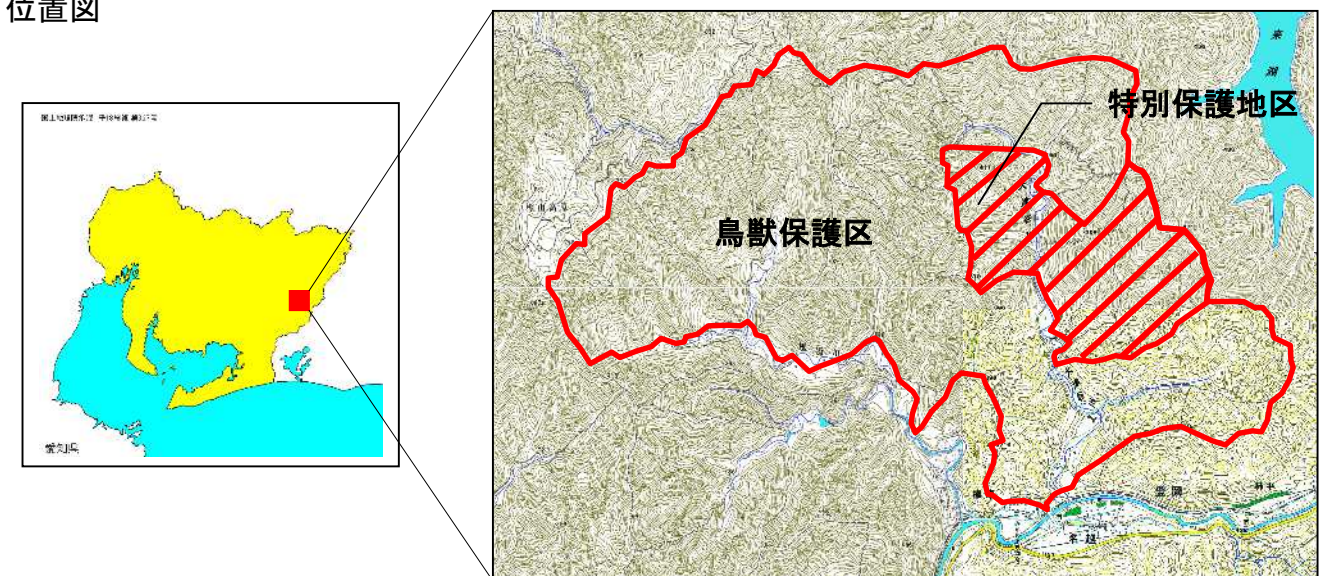
○ 意見聴取先（11 団体）

愛知県農業水産局、愛知県農林基盤局、愛知県建設局、愛知県県有林事務所、新城市、榎原地区、ドウデイ区、柿平区、愛知東農業協同組合、新城森林組合、新城市猟友会

（2）公告・縦覧について

2026 年 4 月 7 日から 4 月 20 日まで、自然環境課、東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課及び新城市において公告・縦覧をしたが、意見書の提出はなかった。

5 位置図



6 今後のスケジュール

7 月 29 日 環境審議会自然環境保全部会

8 月中旬 環境審議会答申

9 月下旬 環境省届出

10 月下旬 指定告示